

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	著作物の私的使用範囲と放送番組のネット配信に関する制度・規制の整備について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICTの進展により、エンドユーザー（消費者）の生活スタイルに合わせて好きな放送番組を好きな時に視聴できるサービス（例：オンデマンドによる過去の放送番組や録画番組のネット配信など）を実現する環境が整いつつあるが、現行の著作権法では私的使用の範囲や著作権者、著作隣接権者の範囲が不明確な場合があり、サービスの実現が困難である。</p> <p>今後、視聴スタイルに合わせた過去の放送番組や録画番組の健全なネット配信が可能になれば、エンドユーザー（消費者）のコンテンツ接触・視聴を促進する事ができ、かつ、違法流通も減ると期待でき、日本のコンテンツ制作力の維持・強化及び良質なコンテンツの創出と、ICTを用いたさらなるコンテンツ流通の好循環が期待できる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法 第2条5項、第30条1項1号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>これまで、いわゆるネットワーク上に録画装置を設置・管理しエンドユーザー（消費者）に私的録画と同等な機能を提供することが自動公衆送信に当たるか、提供する事業者側の支配管理がどこまで及ぶか、著作権、著作隣接権への侵害主体となり得るかなどが議論されてきた。しかしながら、既にエンドユーザー（消費者）が家庭で使っている録画機はネットワーク機能を有し、携帯電話やインターネットに接続された機器との通信によって録画予約や確認が行われ、録画された番組は録画機から携帯電話やゲーム機などに移動して視聴されている。このような時代の進展に鑑み、エンドユーザー（消費者）、著作権者、著作隣接権者、放送事業者などのステークホルダーの間で、お互いにとって望ましいネット配信サービスのあり方を議論する場を設置頂き、補償金制度も含めた著作権者、著作隣接権者への対価のあり方とともに整理し、ICTを活用した柔軟な視聴スタイルを実現するための、必要な制度・規制の見直しを実施いただきたい。実現できれば①エンドユーザー（消費者）にとっては経済的かつ効率的に、いつでもどこでも録画した番組の視聴が可能となり、②著作権者、著作隣接権者にとっては補償金も含む対価の再配分が可能となり、③放送事業者、著作権者、著作隣接権者にとっては不正複製や違法配信の排除に役立てる事も可能となる。また、将来的にはネットワーク上に録画された番組に付随するCMについても商品のプロモーション時期以降は見えなくするとか、別のCMと差し替えるといった新たな収益に結びつくような視聴方式などが再検討できると思われる。</p>